

各市町教育委員会教育長 様

愛媛県教育委員会教育長

新型インフルエンザに関する対応について（第2報）

メキシコから米国の一部地域等における新型インフルエンザ事例に対応し、WHOは、4月29日に警戒レベルをフェーズ4からフェーズ5に引き上げたところです。

また4月30日には、外務省から、メキシコ以外で新型インフルエンザ感染が確認されている国にも感染症危険情報が発出され、これらの国に渡航を予定している者に対し注意喚起がなされました。

さらに、政府は、5月1日に新型インフルエンザ対策本部を開催し、基本的対処方針を改定いたしました。主な改定内容は、水際対策をメキシコ以外の新型インフルエンザ発生国についても実施すること（基本的対処方針二）や国内で患者が発生した場合の措置を追加したこと（基本的対処方針五）です。

これらを踏まえ、文部科学省私学部私学行政課及び同省スポーツ・青少年課から再度、別添1のとおり通知がありました。

については、引き続き、4月30日付けで送付した通知（21私第148号及び21教保第128号）に基づき、必要な対策を実施するとともに、貴教育委員会が所管する学校、社会教育施設、社会体育施設、文化施設等（以下「所管する関係機関」という。）における出張や児童生徒等の海外修学旅行、海外旅行、留学等（実習船による外地寄港を含む。）について、外務省の渡航関連情報にも十分御注意いただき、適切な対応をお願いします。

また、こうした状況を踏まえ、新型インフルエンザに関する水際対策及び安全確保のため、文部科学省から、海外への研修旅行や国際交流事業による海外旅行等（学校行事等としての海外旅行すべてを対象とする。以下「海外修学旅行等」という。）に関する実態調査の実施を依頼されています。については、別添2の様式に従って、平成21年5月11日（月）までに記載されている愛媛県担当課宛に御回答いただきますようお願いいたします。

さらに、帰国後、児童生徒及び引率教員等について、新型インフルエンザに罹患した疑いが発生した場合等には、ただちに4月30日付けで送付した通知（21私第148号及び21教保第128号）でお示した新型インフルエンザに関する緊急連絡網により、愛媛県教育委員会保健スポーツ課まで一報を入れていただき、併せて速やかに、別添3の様式に従って、愛媛県教育委員会保健スポーツ課まで御報告いただきますようお願いいたします。

加えて、国内での発生に備え、児童生徒等が新型インフルエンザに罹患した疑いがある場合は、医療機関に直接行くのではなく、まずは最寄りの保健所等に電話等で相談し、必要に応じて感染症指定医療機関等に受診することについて周知をお願いします。また、児童生徒

等に対し、感染の予防に極めて重要なマスクや手洗い、うがい、人混みを避けるといった日頃からの基本的な備えをすることについて周知をお願いするとともに、引き続き、正確な情報に基づき冷静な対応をお願いします。

なお、国内で新型インフルエンザが発生した場合は、「新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画」を参照の上、特に、下記の点に留意するなど、学校の臨時休業等の措置が適切に講じられるようお願いいたします。

これらのことについては、所管する関係機関に対して、周知をお願いいたします。

## 記

- 1 児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ患者が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、入院措置等が講じられることから、厚生労働大臣及び都道府県知事の要請に対して速やかに協力すること。
- 2 学校において、児童生徒や教職員等が新型インフルエンザに罹患した疑いが発生した場合には、ただちに発生した都道府県の保健部局等に報告するとともに今後の対応について相談し、文部科学省及び都道府県等から発表される情報を踏まえ、臨時休業等の措置が適切に講じられるようにすること。
- 3 貴市町において第1例目の患者が確認されるなどにより、愛媛県保健部局等から貴教育委員会が所管する学校の臨時休業の要請があった場合、貴教育委員会は、当該学校の設置者として、必要に応じて要請を行った愛媛県保健部局等と相談しつつ、臨時休業の開始時期及び対象校等を検討し、これらの措置が適切に講じられるようにすること。
- 4 新型インフルエンザに関して速やかな事態の把握と情報伝達を行うため、次に掲げる場合には、就業時間内外を問わず、ただちに4月30日付けで送付した通知（21私第148号及び21教保第128号）に示した緊急連絡網により、愛媛県教育委員会保健スポーツ課まで一報を入れ、併せて速やかに、別添4の様式に従って、愛媛県教育委員会保健スポーツ課まで報告すること。

この場合において、文部科学省は、都道府県教育委員会等からの報告を取りまとめた上で、全国の都道府県に周知することとしていること。

- （1）学校において、児童生徒、教職員等に新型インフルエンザ患者として確認された者、その他感染の疑いがある者が発生した場合
- （2）学校において、学校保健安全法に基づき、新型インフルエンザにかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等の出席を停止した場合
- （3）愛媛県保健部局等から、学校の臨時休業の要請があった場合
- （4）学校において、学校保健安全法に基づき臨時休業の措置を講じた場合
- （5）学校において、新型インフルエンザの影響により、入学選抜の時期、内容等を変更する場合

(参考)

参考ホームページ

(首相官邸ホームページ)

<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/index.html>

(厚生労働省ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

(外務省ホームページ)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(食品安全委員会ホームページ)

<http://www.fsc.go.jp/>

(農林水産省ホームページ)

<http://www.maff.go.jp/>

(文部科学省ホームページ)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/influtaisaku/](http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/)

【本件連絡先】

愛媛県：089-912-1000（代表）

学校保健（児童生徒等）・その他・・・保健スポーツ課学校体育係（内2982）

学校保健（教職員）・・・・・・・・・・教育総務課総務係（内2921）

学校給食・・・・・・・・・・保健スポーツ課保健給食係（内2981）

海外修学旅行・高校生留学・・・・・・・・高校教育課教育指導係（内2953）

国際交流・・・・・・・・・・義務教育課教育指導係（内2943）

帰国児童生徒等の受入れ・・・・・・・・義務教育課教育指導係（内2943）

高校教育課教育指導係（内2953）

私立学校・・・・・・・・・・私学文書課私学係（内2221）

社会教育施設・・・・・・・・・・生涯学習課生涯学習推進係（内2931）

社会体育施設・・・・・・・・・・保健スポーツ課県民スポーツ係（内2983）

文化施設・・・・・・・・・・文化振興課文化施設係（内2971）